

平成21年度決算に係る「健全化判断比率」の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に伴う、平成21年度決算における「健全化判断比率」及び公営企業における「資金不足比率」についての算定結果は、各指標とも法に定める基準以下にあり健全な財政状態を示しています。

平成21年度決算においては普通交付税の増額や基金残高の増額、地方債残高の減少により、前年度と比較して実質公債費比率については、1.1ポイント、将来負担比率については26.4ポイントとなり、それぞれ改善しております。

1 健全化判断比率とは

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率です。
これらの指標は、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表とともに、早期健全化基準、財政再生基準に照らし、基準値以上となった場合には、早期健全化計画、財政再生計画を議会の議決を経て、定めなければなりません。

「健全化判断比率」

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日の出町	—	—	9.5	83.8
前年度比	—	—	▲ 1.1	▲ 26.4
早期健全化基準 (イエローカード)	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準 (レッドカード)	20.00	40.00	35.0	

- ・実質赤字比率 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合
(実質収支が黒字の場合、「—」と表示)
- ・連結実質赤字比率 公営企業などを含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合(連結実質収支が黒字の場合、「—」と表示)
- ・実質公債費比率 一般会計等が負担する実質的な公債費相当額(公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの含む)の標準財政規模に対する割合
(分母・分子ともに普通交付税に措置されるものを除く)
- ・将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
(分母・分子ともに普通交付税に措置されるものを除く)

標準財政規模：町が年間に通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

2 公営企業における資金不足比率とは

(単位：%)

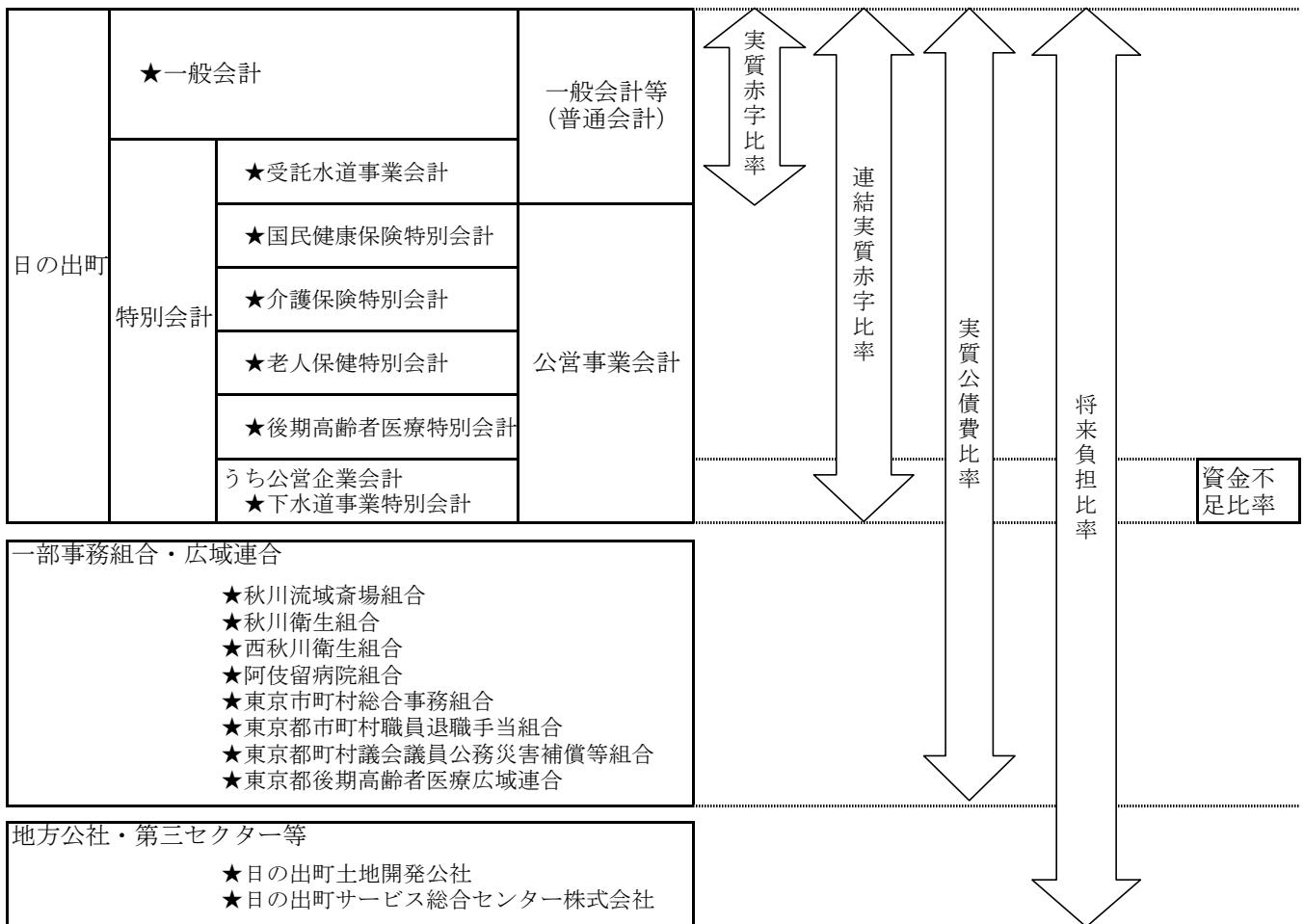
公営企業の経営の健全化を図るために設けられた指標です。公表にいたる手順は、健全化判断比率と同様です。この指標も、経営健全化基準に照らし、基準値以上となった場合には、経営健全化計画を議会の議決を経て、定めなければなりません。
※公営企業では、再生段階の基準はありません

	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
前年度比	—
経営健全化基準	20.00

- ・資金不足比率 公営企業ごとの資金の不足額の、事業規模に対する割合
(不足額が零以下の場合、「—」と表示)

行財政運営については、町が運営するすべての会計、一部事務組合、出資法人等において、単年度の収支のみにとらわれることなく、計画・運営・管理等十分注意を払い、将来を見据えた総合的かつ計画性のある行財政運営に引き続き努めてまいります。

3 日の出町の健全化判断比率等の対象範囲（平成21年度末時点）



4 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

内 容

健全性を示す「4指標」設置

- ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率
- 公営企業の資金不足比率

効 果

「全容がみやすくなった」
町が運営しているすべての会計が
含まれた。 <連結>
「負債（ストック）がわかる」
公営企業や出資法人等も含めた、
町が将来負担すべき実質的な負債
の把握。 <将来負担>

指標の報告・公表の義務付け

監査委員の審査に付し、その
意見を付けて議会に報告し、か
つ、公表しなければならない。

「透明性の確保」

「議会・監査委員の役割強化」

指標が基準以上となった団体に に対する財政健全化計画・財政再 生計画策定の義務付け

「早期是正・自力再生機能強化」

健全かつ透明性のある自治体運営の実現

5 将来負担比率について

将来負担比率は、簡単に言い換えると、一般会計（普通会計）が背負っている負債が、町が年間に通常収入されるであろう収入（一般財源）の規模と比較してどうかを表す指標です。

一般会計が背負う負債とは、地方債の残高、債務負担行為（土地開発公社土地代金）に基づく支出見込額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還にあてる一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合・第三セクターなどに関する負担見込額などから、これらに充当することができる財源を控除したものです。

算式

将来負担額 14,755,378千円	—	充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 普通交付税措置見込額 12,039,393千円	=	83.8%
標準財政規模 3,773,431千円	—	普通交付税措置額 534,499千円		

町の将来負担比率は前年度と比較して改善しておりますが、東京都内市町村の中では比較的高い数値となることが予想されます。

この算定は、将来負担すべき額をベースに行なわれるもので、これまで町が行なってきた義務教育施設整備、道路整備、公共下水道整備、温泉センターや老人福祉センターなどの建設、三吉野桜木地区区画整理事業など、都市として基盤整備や福祉施設の充実などの結果であり、前向きに事業推進をしてきた証と言えます。

今後も将来負担額の大きな要素である地方債残高については毎年度計画的に償還、新たな地方債を最低限に抑えていくことにより残高は減少していく見込みであり、事業の緊急性・優先順位を検討し必要に応じた事業計画の見直しを行い将来負担額の縮小に努めてまいります。

平成21年度決算に伴うその他財政指標のお知らせ

経常収支比率について

平成21年度の経常収支比率は107.5%で、高齢者の医療費助成開始など経常経費の増加がありましたが、臨時財政対策債の増額により前年度と比較して0.8ポイント改善しました。

今後、行政改革をさらに推進し経常的経費の縮減を図る一方、町税をはじめとする経常一般財源の確保に全力をあげて取り組み、経常収支比率の改善に努めてまいります。

また、町ではごみの埋立処分場やエコセメント化施設の設置に伴い、東京たま広域資源循環組合から毎年地域振興費等の交付を受けています。21年度では10億円の収入がありますが、この収入は、経常収支比率を算定するルール上経常的な収入に算入することはできません。しかし、毎年恒常に町に収入されるものであり、これを加えて経常収支比率を計算した場合、88.5%となります。都内市町村における経常収支比率の平均は91.2%であり、88.5%以上の団体が他に23団体あることや、町が行なっている各種事業を比較した場合、必ずしも高いものではないと考えております。

*平均比率数値等については9月3日現在の公表数値による

- ・経常収支比率 人件費や公債費などの毎年支出しなければならない経費の額が、税を中心とする経常的な収入、臨時財政対策債の合計にしめる割合で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

問 企画財政課 財政係(内線313)